



Newsletter

2025 年 7 月号

テーマ

例規・判例

○ 租税審判員

- [内部基準等にも関わらず、残りの有効期限が迫っている医薬品等を売上先から返品してもらったものに対して交際費に該当すると判断した処分の当否](#)

○ 監査院

- [異議申し立てによる棄却の決定後、更正請求期間内に同じ内容で再更正請求をすることができるか否か等](#)

○ 国税庁

- [2 以上の課税年度にわたって投資が行われる場合、統合投資税額控除の適用方法](#)

2025. 7. 29

Deloitte Anjin LLC
Japanese Services Group(JSG)

例規・判例

【租税審判員】内部基準等にも関わらず、残りの有効期限が迫っている医薬品等を売上先から返品してもらったものに対して交際費に該当すると判断した処分の当否

（租税審判員 2024 ソ 2795、2025.5.27.、更正）

■争点

内部基準等にも関わらず、残りの有効期限が迫っている医薬品等を売上先から返品してもらったものに対して交際費に該当すると判断した処分の当否

■事案

請求法人は医薬品、健康機能食品、その他医薬部外品等の製造および販売業を営む事業者であり、売上品目は専門医薬品、一般医薬品、スーパーや大型マート等で販売される医薬部外品等に区分でき、医薬品の販売経路は薬局と病院に直接販売する薬局・病院流通経路（直接取引先）と卸売商を通じて販売する卸売流通経路がある。

ソウル地方国税庁長（以下「調査庁」）は請求法人に対する 2018～2021 事業年度の法人税統合調査を実施した結果、請求法人が上記の事業年度のうち、卸売商、薬局および病院等の売上先から有効期限が経過していないが、内部の返品基準に反している製品を返品（以下「争点 1 返品取引」）してもらった後、修正税金計算書を発行して廃棄処理したものに対して、交際費と判断し否認して限度超過額を損金不算入する一方、請求法人が有効期限が経過した製品を返品（以下「争点 2 返品取引」、争点 1 返品取引と合わせて「争点返品取引」）してもらい、当初法人税申告時に交際費として処理したが、付加価値税売上税額からは差し引いた部分を含め、争点返品取引の全体供給価額に対して付加価値税を賦課するよう等の課税資料を処分庁に通報した。

処分庁はこれによって請求法人に法人税および付加価値税を各々更正・告知し、請求法人はこれに不服して審判請求を提起した。

決定要旨

法人が事業のために支出した費用のうち、相手が事業と関連のある人々であり、支出の目的が交際等の行為により事業関係者との間で親睦を深め、取引関係の円滑な進行を図ることにあるのであれば、その費用は交際費と言えるが（最高裁判所 2010.6.24 宣告 2007 ドウ 18000 判決等、同義）、法人が収益と直接関連して支出した費用は、これを交際費と断定してはならないものである。（最高裁判所 2012.9.27.宣告 2010 ドウ 14329 判決、同義）

処分庁は争点返品取引の金額は交際費に該当するとの意見だが、争点返品取引は特定業者に差別的に行ったことではなくすべての取引先に対して行われたことから、請求法人がとった通常の営業方針であり、費用支出と見られる点、争点返品取引の金額は既に取引関係があった特定の取引先と親睦を深め、取引関係を円滑に進めるためというよりは、請求法人の継続的な売上創出のために支出された費用に該当すると見られ、請求法人が提出した記事資料等を見るとこのような返品取引は製薬業界で請求法人でのみ施行していることが難しい点、

2020 年以前の供給分の場合、返品を制限する約定すらくなく（但し、使用期間が 6 か月未満の製品の廃棄分類基準のみあり）、2021 年以後に締結した取引契約書上の返品条項第 11 条第 3 項を見ると、供給者と受給者は相互合意の下に返品価格と返品要請理由も追加できると記載されており、私的自治の原則上、使用期間が 6 か月（12 か月）未満であっても相互合意の下に返品取引ができ、返品が発生経緯や性

質、頻度金額等を考慮する時、上記のような返品取引が健全な社会通念や商慣行に反すると見ることが難しく、争点返品取引費用を交際費（売上債権の任意放棄）と断定することが難しい点、

また、処分庁は争点返品取引が「薬事法」第 47 条を違反しているとの意見だが、「薬事法」第 47 条を違反する時、同法第 94 条第 1 項にて 3 年以下の懲役又は 3 千万ウォン以下の罰金を科すよう規定しているため、処分庁は争点返品取引のような行為に対して起訴されたか、又は行政処分された事例を提示することができず、たとえ「薬事法」を違反する費用だとしても支出に違法性がある費用に対してもその損金算入を認めることが社会秩序に激しく反する等の特別事情がない限り、損金として算入することが妥当なため（最高裁判所 2009.6.23.宣告 2008 ドウ 7779 判決、同義）、処分庁が提示した争点返品取引に対する諸般の事情だけではその損金を否認するほど特別な事情が立証されたと見ることが難しい点、

一方、「付加価値税法」は付加価値の創出のための財の供給という取引を課税対象としているだけで、その取引から得た所得や付加価値を直接的な課税対象とせず、「付加価値税法」第 29 条第 5 項第 2 号には戻し入れた財の価額を供給価額に含まないと規定しているため、請求法人が争点返品取引を行いながら実際に製品を還収し、それに対して修正税金計算書を発行し、売上先の帰責事由等ではなく、単に有効期間が経過したという事情だけでは実際に製品が還収されたとしても「戻し入れた財」から除外しなければならないと見る事情もなさそうな点等に照らして、処分庁が争点 1 返品取引の金額および争点返品取引の金額に対して法人税および付加価値税を賦課したこの件の処分は誤りがあると判断される。

【監査院】異議申し立てによる棄却の決定後、更正請求期間内に同じ内容で再更正請求をすることができるか否か等

（2022-審査-1809、2025.5.15.、更正）

■争点

異議申し立てによる棄却の決定後、更正請求期間内に同じ内容で再更正請求をすることができるか否か等

■事案

請求人はコスダック上場会社として一定期間内に約定によって事前に定められた価格（以下「行使価格」）で会社が発行する新株を引き受けるか（以下「新株発行型」）、又は会社が保有した自己株式を買収（以下「自己株式交付型」）できる権利あるいは行使時点の株式の時価と行使価格の差額（以下「行使差額」）を現金で受け取る権利があるストックオプションを役職員に付与した。

請求人は2020年1月7日に役職員9名が2017年と2018年に行使したストックオプション450,000株の行使差額を、旧「法人税法」（2017.10.31.法律第15022号に改正される前のもの、以下「改正された旧「法人税法」」）第19条および旧「法人税法施行令」（2018.2.13.大統領令第28640号に改正され、2018.4.1.に施行される前のもの、以下「改正された旧「法人税法施行令」」）第19条によって損金として認め、正規職勤労者転換の税額控除を適用して過納付した法人税を返してほしいという趣旨で更正請求（以下「当初更正請求」）を行った。

処分庁は2020年3月10日、当初更正請求の行使差額のうち新株発行型ストックオプションの行使差額を損金として認め、2017事業年度の正規職勤労者転換の税額控除を認めて更正したが、自己株式交付型ストックオプションの行使差額（以下「この事件の行使差額」）については、請求人が行使差額を金銭又は株式で支給しなかったため、改正された旧「法人税法施行令」第19条第19号の2イ目1）で定めた損金に該当しないという理由で更正を拒否した。

請求人は2020年6月4日、ソウル地方国税庁にこの事件の行使差額を損金として認めてほしいと異議申し立てを行ったが、ソウル地方国税庁は当初更正請求の拒否処分に誤りがないとし、同年7月16日に棄却した。

請求人は2022年3月29日、2021年に出された「自己株式交付型ストックオプションの行使差額を損金算入しなければならない」という趣旨の企画財政部の有権解釈と租税審判院の決定例を添付し、この事件の行使差額を損金として認めてほしいと、当初更正請求と同じ内容で再び更正請求（以下「この事件の再更正請求」）を行い、処分庁は2022年6月28日、異議申し立てによる棄却決定以後、法律解釈の変更等により同じ内容で再更正請求をすることができないという理由でこの事件の再更正請求を却下（以下「この事件の拒否処分」）した。

決定要旨

この事件の争いについて調べる前に、処分庁がこの事件の再更正請求に対して「却下」と返信したことが監査院の審査請求の対象になりうる処分なのかどうかを先に調べれば、（...）①旧「国税基本法」第45条の2第1項は更正請求期間が残っているにも関わらず、同じ内容で再更正請求をすることができないという趣旨の規定を定めていない点、②課税標準申告書を法定申告期限内に提出した請求人に更正請求の期間が残っているにも関わらず更正請求権の行使を制限することは納税者の権益保護を侵害すると見られる点、③納税者の申告や関税官庁の当初賦課処分に誤謬・脱漏がある場合、課税官庁は賦課除斥期間が経過するまでいつでも自由に回数に制限されずに更正処分をすることができるが、納税義務者には再更正請求をすることができないという理由で更正請求権を制限することは公平性にも反すると見られる点、④異議申し立て等の不服制度と更正請求制度は個別の納税者権利救済手段であり、拒否処分に対して不服手続きを設けているのは納税者の権益保護のためのものであ

て、納税者の更正請求権を制限しようとするものではない点等を総合して見ると、更正請求期間内であれば同じ理由で再更正請求をすることができると見るのが妥当である。

この事件の行使差額を損金として認められるか否かを調べると、自己株式交付型ストックオプションを保有した者がその権利を行使する場合、該当法人は既に法人の資産を構成している自己株式を実質価値（時価）より低い行使価格で交付する必要があるため、自己株式交付型ストックオプションの行使時点に行使差額分の純資産の減少が発生すると見られる点、（...）企画財政部も行使差額に該当する株式を追加で交付する必要がなく、自己株式処分利益と関係なく自己株式交付型ストックオプションの行使差額を損金算入対象と一貫して解釈している点等を総合的に考慮すると、この事件の行使差額は損金に該当すると見るのが妥当である。

従って、この事件の行使差額は損金算入対象であるにも関わらず同じ内容で再更正請求をすることができないという理由でこの事件の拒否処分を行ったことは法理を誤解した誤りがある。

【国税庁】2 つ以上の課税年度にわたって投資が行われる場合、統合投資税額控除の適用方法

（基準-2024-法規法人-0189、2025.5.28.）

■質疑

争点付則に基づき、完了基準で統合投資税額控除を適用した後、更正請求を通じて 2019 課税年度に生産性向上施設投資税額控除を適用し、再び進行基準で統合投資税額控除を適用することができるか否か

■事実関係

- A 法人は生産性向上施設投資・統合投資税額控除対象の資産に 2019～2022 年にわたって投資しており、2019 課税年度に生産性向上施設投資税額控除の未適用により争点付則に基づいて完了基準（例外）で統合投資税額控除を適用
- 以後、①2019 課税年度は従来の生産性向上施設投資税額控除を適用し、②2020～2022 課税年度は争点付則要件の未充足により統合投資税額控除を進行基準（原則）で適用させてほしいとの内容で更正請求を提起

回答

貴課税基準諮問申請の場合、下記の企画財政部の解釈（企画財政部租税特例制度課-423、2025.5.22.）をご参照ください。

「租税特例制限法」（法律第 17759 号、2020.12.29.改正）附則第 4 条第 2 項により投資を完了した日が属する課税年度にすべての投資が行われたとみなし、「租税特例制限法」第 24 条による統合投資税額控除が適用されたが、該当納税者は更正請求を通じて統合投資税額控除の導入前の投資分に対して旧「租税特例制限法」（2020.12.29.法律第 17759 号に改正される前のもの）第 25 条による特定施設への投資等に対する税額控除が適用され、その後の投資分については投資が行われる課税年度ごとに該当課税年度に投資した金額に対して「租税特例制限法」第 24 条による統合投資税額控除が適用されるのである。

デロイト安進会計法人

Japanese Services Group (JSG)

私どもデロイト安進会計法人は、全世界的な組織である Deloitte Touche Tohmatsu LLC（以下、「DTT」又は「デロイト」）のメンバーファームとして DTT のノーハウとデータベースを共有し、他のメンバーファームとの協力体制の下で顧客のニーズにお応えする様々なサービスを提供しています。

なお、弊法人は DTT の日系企業向けの専門組織である JSG（Japanese Services Group）の一員として韓国に進出する日系企業に対して専門化したサービスを提供する、「デロイト安進会計法人 JSG」を有しています。

デロイト安進会計法人 JSG は、日本語によるコミュニケーションだけでなく、該当分野で豊かな経験と知識を持つ人材を中心に様々なサービスを提供しております。

JSG のサービス内容については、ウェブサイト（[韓国での日系企業向けサービス](#)）をご参照ください。

当ニュースレターについて、ご質問事項などがございました場合は次の担当者までご連絡ください。

担当者：徐正旭（Seo, Jung Wook）/ TEL +82-2-6676-1871 / juseo@deloitte.com

李志殷（Lee, Ji Eun）/ TEL +82-2-6138-6680 / JiEunLee1@deloitte.com

ニュースレターに掲載されている内容及び意見は、一般的な情報提供のみを目的とし、安進会計法人の公式的な意見を述べるものではありません。

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which is a separate and independent legal entity, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Bengaluru, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Mumbai, New Delhi, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

This communication contains general information only, and none of DTTL, its global network of member firms or their related entities is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication.

© 2025. For information, contact Deloitte Anjin LLC